

小型充電式電池の回収を始めます

(令和2年10月12日から)

- ★リチウムイオン電池を始めとする小型充電式電池の家庭からの収集ごみ（破碎ごみ・プラスチック容器包装ごみ）への混入が続いています。
- ★令和2年5月には、南部クリーンセンターの再生利用施設で、リチウムイオン電池等が原因の火災が発生し、一時稼働停止したほか、西部クリーンセンターや収集車でも発火事故が多発しています。
- ★このようなことから、この度、高松市として、リチウムイオン電池等の小型充電式電池の回収を行うものです。

◎回収の対象となる小型充電式電池

- ◆リチウムイオン電池 ◆ニカド電池 ◆ニッケル水素電池



このリサイクルマーク
が目印です

小型充電式電池が使われている機器等（詳しくは裏面を参照）

- ・通信機器（コードレステレホン・トランシーバー等）
- ・AV機器（デジタルカメラ・ヘッドホンステレオ等）
- ・OA機器（ノートパソコン・ファクシミリ等）
- ・日用品他（ハンディクリーナ・携帯ゲーム機等）



➡ 「小型充電式電池」を機器から取り外してください。

※モバイルバッテリーについては本体回収になりますので、分解しないでください。

◎回収方法

リサイクルBOX缶を下記の施設に設置しますので、そちらに持参してください。

※排出の際には、ビニールテープ等で絶縁処理をお願いします。（裏面を参照）

◆使用済小型家電回収ボックスを設置している本市施設21か所

- ・高松市役所（1階ロビー）
- ・総合センター（牟礼・香川・勝賀・国分寺）
- ・支所（山田・庵治・塩江・香南）
- ・コミュニティセンター（鶴尾・太田・木太南・古高松・林・仏生山・多肥・一宮・円座・弦打）、環境業務センター
- ・屋島レクザムフィールド（屋島競技場）

◆南部クリーンセンター、西部クリーンセンター

小型充電式電池が使われている機器等

(小型充電式電池はあらゆるところで使われています)



これらの機器には小型充電式電池が使われている旨の表示が義務づけられています。

小型充電式電池にはいろいろな種類があり、乾電池に似た形のものから1個又は複数の電池をプラスチックケースに入れた電池パックなど、形もいろいろです。
電池に表示された「リサイクルマーク」が小型充電式電池の目印です。

排出の際には「**小型充電式電池**」を機器から**取り外してください**。

※携帯電話・スマートフォンへの充電を主機能とするポータブル蓄電装置
モバイルバッテリーは本体回収です。**分解しないでください**。

(携帯電話・スマートフォンについては、**使用済小型家電**として回収しています。)

排出する際のお願い

ショートの恐れがありますので

⊕極、⊖極の金属端子部を

ビニールテープ等で絶縁してください。

